

令和3年5月28日開催
調 査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営について …………… 1

福 祉 課

調査事件 1 国民健康保険事業の現状と今後の運営について

1 北海道国民健康保険事業広域化の経緯について

北海道においては、国の制度改革の趣旨を踏まえ、平成30年度から加入者負担を公平化する目的のもと統一保険料をめざして、北海道及び市町村並びに国保連合会の3者が一体的に国民健康保険事業を運営し、保険料の平準化と広域化を進めております。

なお、広域事業の運営にあたっては、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は資格管理や保険税の賦課・徴収などの事務を引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営しております。

この度、北海道保健福祉部から北海道国民健康保険運営方針の改定内容の説明があり、令和6年度に向けて保険料水準の統一を図り、令和12年度には全市町村の保険料率の統一を目指すこととしております。

2 福島町国民健康保険特別会計の収支状況について

(1) 国保特別会計の財政状況

広域化となる前の平成29年度及び広域化された平成30年度から令和2年度までの決算額等については、次のとおりとなっており、令和2年度では収支が30,334千円、単年度収支で17,746千円の見込みとなっております。

①年度別収支状況

(単位：人、千円)

年度	被保数	歳入	歳出	収支	単年度収支
平成29年度	1,281	906,796	810,720	96,076	26,610
平成30年度	1,244	839,459	808,659	30,800	1,382
令和元年度	1,222	788,879	773,728	15,151	14,645
令和2年度	1,159	694,948	664,614	30,334	17,746

※国保事業年報、月報より

※令和2年度は見込み、単年度収支は繰越金、基金積立金を除いた額

(2) 福島町国民健康保険事業基金

各年度の基金積立額は、次の表のとおりとなっており、財源不足等に対応が可能な額の積み立てとなっております。

年度別基金残高

(単位：千円)

年度	前年末残高	積立額	支消額	年度末残高
平成29年度	38,144	48	0	38,192
平成30年度	38,192	66,658	0	104,850
令和元年度	104,850	30,295	0	135,145
令和2年度	135,145	350	0	135,495

(3) 町の保険税（率）の現状について

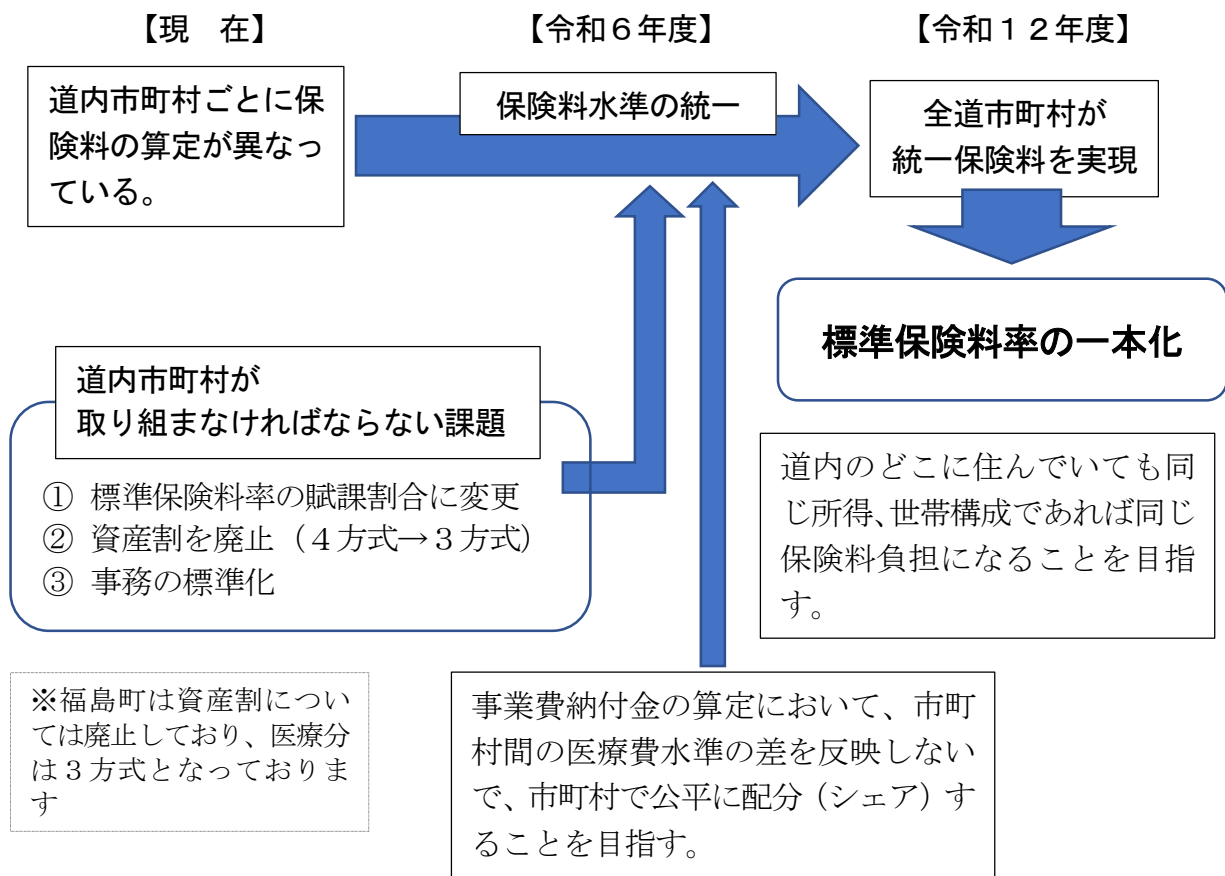
(単位：円、率)

区 分	所 得 割	均 等 割	平 等 割
医 療 分	11.00	20,000	32,000
後期高齢者支援分	3.00	10,000	-
介 護 納 付 金 分	2.70	12,000	-
計	16.70	42,000	32,000

3 北海道国民健康保険運営方針（令和2年12月改定）について

令和2年12月に、北海道国民健康保険運営方針が改定され、令和6年度の保険料水準の統一や令和12年度に向けた統一保険料（税）に向けた考え方が示されています。

○北海道が目指す姿と各市町村の取り組みフロー



4 保険料率改正に必要な基礎データについて

(1) 基本情報

(単位:世帯、人、千円)

項目	H29	H30	R元	R2	R3(見込)
世帯数	806	781	772	748	698
被保険者数	1,281	1,244	1,222	1,159	1,093
給付総額	482,877	526,127	581,604	538,048	390,365
給付費 (一人あたり)	376,954円	422,932円	475,945円	464,235円	357,150円

※北海道保健福祉部作成資料より

(2) 保険料収納情報

(単位:千円)

項目	H29	H30	R元	R2	R3(当初)
調定額	111,107	105,741	95,705	106,399	94,073
収入額	106,860	101,788	90,793	101,898	87,488
軽減額	27,705	28,545	28,998	25,845	23,195
収納率	96.17	96.26	94.87	95.77	93.00

※北海道保健福祉部作成資料、R3当初予算より

○全道市町村の一人当たりの医療費と所得分布では、当町は所得が低く、医療費が高い市町村に分類されます。

(3) 基礎データに基づく検証

北海道が示している基礎データに基づく、当町の令和3年度の納付金の状況は次の表のとおりとなっており、受益者による賦課総額が道への納付額を上回っている状況にあります。

(単位:円)

区分	金額
令和2年度調定額 ①	106,399,000
令和2年度軽減額 ②	25,845,000
令和2年度賦課総額 (①+②) = A	132,244,000
納付金調定額 ③	77,271,519
納付金軽減額 ④	25,105,000
令和3年度納付金総額 (③+④) = B	102,376,519
過不足額 (A-B)	29,867,481

5 保険料水準の統一に向けた町の検討事項等について

令和6年の保険料水準の統一に向けて、当面、町が検討すべき事項は、運営方針に基づき次のような課題の解消が必要と考えております。

(1) 保険料水準の統一

納付金算定が賦課三方式（所得割、均等割、平等割）で全道での納付金配分を統一することとしていますが、当町においては既に、医療分については賦課3方式となっています。しかし、後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、2方式のため改正が必要となります。

(2) 保険料（税）率の統一

保険料水準を統一し、安定的な国保運営のための取り組みが市町村間で平準化し、全市町村の標準保険料率を同一化させることをもって保険料率（税）の統一とするとしております。

(3) 統一保険料率に向けた方向性について

北海道では、最終的な目指すべき姿として、令和12年度までに統一保険料率を目指すとしており、町においても今後これらを念頭に様々な課題の検討が必要であり、国民健康保険事業基金の活用を含めて、急激な受益者負担の増加とならないような方策の検討が必要となります。

なお、現状における統一に向けて行うべき事項は、次の表のようになっております。

統一項目	内 容
①保険料水準	令和5年度までに必要な取り組みを行い、令和6年度から実施する。
②賦課方式	統一保険料率における賦課方式は、所得割、均等割、平等割の三方式に統一する。
③賦課限度額	負担能力に応じて、公平に保険税を負担する観点から、限度額を法定額に統一する。
④収納率の差を縮小	収納率の差は、被保険者間の保険料（税）負担の差に繋がることから、収納率の底上げを行い、差を縮小することが必要となっている。
⑤法定外繰入の解消	納付金制度においては、市町村の法定外繰入の有無により、被保険者間の負担額に不均衡が生ずることから、法定外繰入を解消することが必要である。

6 保険料率算定における賦課割合（応能・応益割合）の変更について

被保険者間の負担の公平化を進めるにあたり、統一保険料率となった際に生じる被保険者負担の激変緩和をするためには、今後、市町村が、道が示す市町村標準保険料率算定の基礎となった賦課割合に段階的に合わせていくこととなりま

す。

令和6年度で、北海道の激変緩和措置終了となる影響から、納付金負担が増となり、保険料の増額が想定されています。

また、令和3年度国保事業費納付金をベースとした標準保険料算定（仮算定）の保険税率との現行の比較は、別紙1のとおりとなっております。

別紙1 国民健康保険税の賦課割合の対比

7 標準保険料率統一に向けた今後のスケジュール

令和3年度～ 4年度	<u>国保連合会と連携し、現行税率との比較、将来の納付金シミュレーションなど、統一保険料に向けた分析等を実施。</u>
↓	
令和5年度	令和6年度改正に向け被保険者、運営協議会、議会へ説明
↓	
令和6年度～ 11年度	新税率での賦課開始。現行税率との大幅な乖離がある場合は、基金を活用するなど緩和措置を実施する。税率については賦課割合の状況を見ながら、毎年もしくは隔年で改正。
↓	
令和12年度	市町村統一保険料による賦課開始。 道が示す保険料（税）率で毎年度税率改正をする。

別紙2 統一保険料率へのロードマップ

8 統一後の基金の取り扱い

基金については、前段の資料にありますように、基金残高は令和2年度末現在で、1億3,549万5千円となっております。

今後、統一保険料に向けた作業が必要であり、被保険者へ急激な負担増を抑えるための調整的な役割を担うこととなります。

道から示される標準的な保険料率に応じて、適宜、激変緩和による段階的な支消をしてまいります。

令和12年度以降は、原則、基金の支消ができないこととされておりますが、納付金の額と保険税の確保額に乖離が生じた場合に、基金より取崩して納付するなど、緊急的な措置に対応できる可能性も残されているとのことであり、今後、北海道から方針が示される見込みとなっております。

国民健康保険税の賦課割合の対比

北海道が試算した、令和3年度国保事業費納付金をベースとした標準保険料算定（仮算定）の保険料率は、所得割が12.55%、均等割が43,377円、平等割が43,402円となっております。

区分	令和2年度の保険料率(A)		道が試算した標準賦課割合に改定した場合 (A)との差		
	賦課割合	保険料率	賦課割合 (全道で統一した場合)	保険料率	保険料率
所得割	53	16.70%	47	12.55%	△ 4.15%
均等割	24	42,000円	32	43,377円	1,377
平等割	23	32,000円	21	43,402円	11,402円

※ 保険料率は、医療給付分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計



標準保険料率の賦課割合に段階的に近づけて行く。

別紙2

統一保険料率へのロードマップ

区分	R2		R3～R5		R6～R8		R9～R11		R12～		
	12月	1月	3月	5月	8月	12月	2月	5月	8月	11月	2月
北海道	(1) 運営方針改正 (R3→R5)		(2) 運営方針改正 (R6→R8)		【保険料水準の統一】 ・激変緩和措置終了		【R12に向けた納付金算定】 ・激変緩和対策終了		(3) 運営方針改正 (R9→R11)		【市町村標準保険料の統一】 ・統一保険料率(市町村標準保険料率)による賦課
北海道 福島町	<p>収納率補正(統一算定)に向け収納率格差の目標幅、収納率向上に係る対策の進め方を協議併せて、収納率格差の解消に向けた取組、医療費格差の解消に向けた取組の推進</p> <p>※ 収納対策取組の徹底(底上げ)及び医療適正化対策の強化推進を図る</p>		<p>「市町村標準保険料率の賦課割合(応能・応益)を目標に検討 → 設定</p> <p>※ 市町村標準保険料率(将来的な統一保険料)に近づける観点、また、統一保険料となった際の被保険者負担の激変を緩和する観点から、段階的に設定</p>		<p>国保連合会と連携し、保険税率のシミュレーションを実施</p>		<p>被保険者、運営協議会、議会への説明</p> <p>・現行の賦課割合との乖離が大きい場合、ロードマップを作成し、激変が生じないよう設定</p> <p>料率変更による被保険者への影響を抑えるため基金を活用した独自激変緩和策等の検討</p>		<p>R12から市町村において統一保険料率により一斉賦課</p>		
福島町	賦課割合		<p>・法定限度額への対応(福島町は法定額で対応済、今後も同)</p>		賦課方式		<p>・後期高齢者支援金分、介護納付金分を2方式(所得割、平等割)から3方式(所得割、平等割、均等割)へ移行</p>		賦課限度額		3方式による賦課